

伊佐市農業委員会 4 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 7 月 30 日 (月) 午前 9 時 00 分から 10 時 39 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	15 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	16 番推進委員
5 番委員		6 番推進委員	18 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	19 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	20 番推進委員
9 番委員		9 番推進委員	
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 8 番委員 9 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について
議案第 6 号「農地付空き家・空き店舗バンクによる下限面積」（地番指定）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査が始まっているわけですが、非常に日中暑いです。気温が35度を超えていますので水分を十分に取って頂き、熱中症等ならないように気を付けて活動していただければありがたいと思います。
本日は14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
8番農業委員と9番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1ページ、2ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が23件、登記地目、田19筆、畑4筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の、基盤法貸借につきましてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。

期間は1年から10年で、面積は田79,781㎡、畑21,730㎡の計101,511㎡です。利用権を設定する者の数42名、利用権の設定を受ける者の数13名です。

土地の詳細につきましては、3ページ番号1から10ページ番号42のとおりです。

以上説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番、2番については譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいたします。8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番、2番につきまして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 KSさんは、伊佐市大口川岩瀬に居住され、年齢は62歳です。

整理番号1番の渡し人 KYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字大丸68番2で、地目は田、地積は834㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は7,615㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約200mで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

続きまして整理番号2番の渡し人 OKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は59歳です。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字大丸68番4外1筆で、地目は田、地積は2筆合計1,570㎡で、所有権移転売買であります。

渡し人は兄弟で、今回一括でKさんに売買するものです。

受人の経営面積は7,615㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約200mで、現況は不耕作地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
 農 業 委 員 整理番号3番につきまして、去る7月20日現地調査を行いましたので、
 私3番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は52歳です。

渡し人 MT破産管財人 HRさんは、福岡市中央区薬院1丁目に居住
 され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口針持字中野3507番8外2筆で、地目は田、地
 積は3筆合計4,386㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は4,058㎡で取得可能面積であります。農業従事者
 は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地であります。
 経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
 ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わ
 ります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
 ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
 整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
 す。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
 農 業 委 員 整理番号4番につきまして、去る7月25日現地調査を行いましたので、
 私1番が報告をいたします。

申請人 NKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は61歳です。

渡し人 NHさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2342番、地目は田外5筆、地積は6筆合計4,627㎡、同じく字久保2356番1、地目は畑外1筆、地積は2筆合計422㎡で、田・畑合計地積5,069㎡で所有権移転贈与です。

受人の経営面積は、12,444㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号5番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 KSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字水流76番で、地目は田、地積は818㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は48,394㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲

はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る7月22日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は59歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ケ月1300番5、地目は畑、地積は712㎡、同じく字伊ケ月1305番6、地目は田、地積は166㎡で、2筆合計878㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は7,486㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいまして、私の報告を終わります。

		ます。
議	長	9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号7番について、13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、私13番が報告をいたします。 申請人 NYさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は84歳です。 渡し人 ITさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は89歳です。 申請地は、伊佐市大口小川内字前田54番1、地目は田、地積は227㎡で、所有権移転贈与です。 受人の経営面積は、総会資料2ページ番号6番、7番の利用権設定合意解約の合計面積4,364㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について、7件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号1番について、去る7月24日、申請人の一人である代理人 T行政書士立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員3名で共同調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字湯ノ谷716番131外1筆、地目は畑、地積は合計3,098㎡であります。

所在地は、伊佐森林組合から南へ約200mに位置し、南側、西側は山林、東側は宅地、北側は道路を挟んで原野です。

除外の目的は、太陽光発電施設で、パネル設置枚数300枚の計画になります。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 5番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問

はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定の整理番号2番について、去る7月24日、申請人の代理人 施工業者株式会社Nの M氏立会いのもと、5番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員3名で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 MKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2234番586外1筆、地目は畑、地積は合計4,454㎡であります。

所在地は、JAの堆肥センターから北へ約5kmに位置し、現状は不耕作地で東側は原野、西側は畑、南側は道路を挟んで宅地、北側は自宅と道路を挟んで畑です。

除外後、太陽光発電施設を設置しようと計画されています。この申請は具体的な転用計画があり、周辺は宅地、畑ですが、農用地区域外周辺部のため、除外することで農地の集団化、農作業の効率化の影響等はないものと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、委任状等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において申請地の除外は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並び許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定について、申請件数2件について、意見決定2件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る7月24日、申請人の NAさん立会いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、宮崎県えびの市大字内堅に居住されている NAさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている UTさんで、年齢は74歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅で利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈市山字薬師原2484番24、地目は畑、地積は480㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地です。

所在地は、アタックスから北へ約1kmに位置しており、南側は畑、東側は市道、北側は雑種地、西側は畑で、周囲に与える影響はないと思われれます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、5農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口篠原に居住されている TMさんで、年齢は41歳です。

譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている MKさんで、年齢は80歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び資材置場となっております。

申請地は、伊佐市大口篠原字中川原254番4外1筆で、地目は田、地積は合計559㎡で、農地区分は第1種農地の集落接続施設の農地であります。

所在地は、大口中央中学校ら東へ約700mに位置しており、東側は宅地、西側は自宅、南側は田、北側は市道を挟み田で、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書積書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、11番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、8番が報告いたします。

譲受人は、福岡県太宰府市観世音寺五丁目にある 合同会社D 代表社員 MTさんです。

譲渡人は、伊佐市大口針持に居住されている OTさんで、年齢は76歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口曾木字上之馬場993番外1筆で、地目は畑、地積は合計819㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、曾木十字路の荒瀬神社の東側に位置しており、東側は畑、西側は宅地、南側も宅地、北側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、発電容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、事業計画書、会社

の定款、被害防除計画書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号4番について、去る7月24日、申請人の代理人
M行政書士立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、私11番農
業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目にある、M(株) 代表取締役社
長 NTさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦に居住されている OMさんで、年齢は56
歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字西川3222番12で、地目は畑、地積は
1,851㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西南西へ約700mに位置しており、南側
は雑種地、東側は山林、北側は非農地、西側は道路であり、周囲に与える
影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量9
9kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る7月24日、申請人の代理人 M行政書立会いのもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目に所在する、M(株) 代表取締役社長 NTさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている MSさんで、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源手原3153番2、地目は田、地積は416㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西南西へ約700mに位置しており、西側及び南側は道路、北側は畑、東側は先程説明がありました、番号4番で申請されている太陽光発電施設用地であり、周囲に与える影響はないと思わ

れます。

太陽光発電事業であります、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る7月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、5番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目の、M(株) 代表取締役社長NTさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている HKさんで、年齢は77歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設の管理道路で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2504番5で、地目は畑、地積は111㎡です。

所在地は、広木建具から東へ100mに位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側は山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、配置図、平面図、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚

ろ水処理確約書、委任状等が添付されております。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る7月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、5番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目の、M(株) 代表取締役社長NTさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されている TKさんで、年齢は78歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3133番で、地目は田、地積は1,230㎡です。

所在地は、本城小学校から北西へ約2 kmに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は道路、西側は宅地で、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る7月24日、申請人の代理人M行政書士立会いのもと、5番推進委員、14番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、福岡県大野城市月の浦3丁目に居住されているIHさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているAAさんで、年齢は71歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3191番外1筆で、地目は畑、地積は合計2,210㎡です。

所在地は、本城小学校から北西へ約2kmに位置しており、南側は宅地、東側は畑、北側は畑、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま

す。太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量86.4kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の登記事項証明書、会社の定款、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る7月24日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、佐賀県佐賀市多布施四丁目に居住されているKYさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されているMKさんで、年齢は88歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字水道320番4で、地目は田、地積は1,320㎡です。

所在地は、羽月西小学校から北東へ約400mに位置しており、南側は原野、東側は道路、北側は山林、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、申請書、事業計画書、見積書、資金証明書、収支計画書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る7月24日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、13番農業委員、2番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、薩摩郡さつま町永野に居住されている YKさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている NMさんで、年齢は75歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市大口田代字北ノ原287番2で、地目は畑、地積は329㎡です。

所在地は、本城小学校から西南西へ約1kmに位置しており、東側は宅地、西側は原野、南側は太陽光発電施設、北側は山林で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号11番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る7月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、福岡県太宰府市観世音寺五丁目にある、合同会社Dで一般法

人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている HHさんで、年齢は69歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字北山2406番9外2筆で、地目は田、地積は合計1,147㎡です。

所在地は、菱刈庁舎から東南へ約1kmに位置しており、南側は市道、東側は宅地、北側は市道、西側は宅地で、周囲に与える影響はないと思われれます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数244枚、設置容量86kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号12番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号12番について、去る7月24日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、1番推進委員、7番推進委員、私2番農業

委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、始良市西餅田に居住されている OYさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている TAさんで、年齢は47歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市菱刈重留字池之原1270番3で、地目は畑、地積は446㎡です。

所在地は、田中ふるさと館から北へ約40mに位置しており、南側は雑種地、東側も雑種地、北側は宅地、西側は市道で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数316枚、設置容量86.9kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号13番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番について、去る7月24日、申請人の代理

人行政書士のOさん、土地家屋調査士のKさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されている HMさんで、年齢は21歳です。

譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている AKさんで、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅で、農地区分は第3農地であります。

申請地は、伊佐市大口里字竿境2222番5で、地目は田、地積は286㎡です。

所在地は、労働金庫より西側へ約200mに位置しており、北側は宅地、東側、西側、南側は田で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、土地改良区の意見書、位置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号14番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号14番について、去る7月24日、申請人の代理

人行政書士のOさん、土地家屋調査士のKさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている NRさんで、年齢は32歳です。

譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている AKさんで、年齢は59歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅で、農地区分は第3農地であります。

申請地は、伊佐市大口里字竿境2222番7で、地目は田、地積は451㎡です。

所在地は、労働金庫より西側へ約200mに位置しており、東側は宅地、北側、西側、南側は田で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、土地改良区の意見書、位置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号15番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号15番について、去る7月24日、申請人の代理

人行政書士のOさん、土地家屋調査士のKさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口山野に居住されているOSさんで、年齢は78歳です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されているKSさんで、年齢は80歳です。

本申請は、所有権移転贈与で、転用目的は住宅への通路で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

申請地は、伊佐市大口山野字久保2387番4で、地目は田、地積は196㎡です。

所在地は、尾之上自治会館より東へ約30mに位置しており、東側は宅地、西側は道路、北側、南側は田で、周囲に与える影響はないと思われ
ます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状
等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願
いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号15番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号15番は、処分決定いたしました。

整理番号16番、17番については譲受人が同一で、関連がありますの
で一括で報告をお願いします。10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号16番、17番について、去る7月24日、申請人の代理人行政書士のMさん立会いのもと、11番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員及び3番農業委員、5番推進委員、14番推進委員の6名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

6名での共同調査になった経緯は、先程3番農業委員より報告のありました議案第4号、番号7の太陽光発電施設への管理道路の申請であることから、6名での共同調査になりました。

譲受人は、東京都千代田区神田多町二丁目に所在する M(株) 代表取締役社長 NTさんで、一般法人です。

譲渡人は、番号16が伊佐市菱刈荒田に居住にされている TKさんで、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3138番2で、地目は畑、地積は27㎡です。

番号17が伊佐市菱刈荒田に居住にされている TMさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字曾源寺原3140番8外1筆で、地目は畑、地積は合計89㎡です。

本申請は、2件とも所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設管理道路で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、本城小学校から西南西へ約1kmに位置しており、西側は田、南側は太陽光発電施設、北側は道路、東側は畑を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われまます。

添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書、明治機械(株)の履歴事項証明書・定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については6名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号16、17番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号16番、17番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数17件について、処分決定17件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る7月24日、申請人の YKさん立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をしまして、13番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口宮人に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字引田1745番1で、地目は田、地積は452㎡、同じく宮人字牛田1947番5で、地目は畑、地積は1,161㎡、同じく宮人字乳母山1988番2で、地目は田、地積は214㎡で、3筆合計1,827㎡です。

周辺の状況は、3筆ともほぼ山林であり、非農地となった時期及び理由として、平成10年頃から、1745番1については、道路側の法面が崩落して土砂が流失し進入路がなくなり耕作を放棄したとのこと。1988番2については、周囲が竹林化して放置したとのこと。1947番5については、鳥獣被害により作れる作物がなくなり放置したとのことです。

所在地については、1745番1は宮人自治会館より北東へ約500m、1988番2は宮人自治会館より北西へ約700m、1947番5は宮人自治会館より北へ約500mに位置します。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」1件申請のうち1件の許可が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」(地番指定)について、事務局より説明いたします。

申請人 WMさん外2名は、菱刈重留在住の方です。

申請地は伊佐市菱刈重留字薬師原1428番4で、伊佐農林高校より南東約1.2kmに位置し、地目は畑、地積は497㎡で、良く管理された農地であります。

添付書類として、全部事項証明書が添付されています。規定により指定農地として地番指定して問題はないと思われま。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

10番 農業委員 この面積は、農地だけの面積ですね。備考にあるように隣接住宅は面積には含まれないということですね。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 農地に関して下限面積が1㎡で取得出来るということです。

議 長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積(地番指定)について、
決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

議 長 よって、議案第6号「農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積」
(地番指定)について、決定いたしました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をします。
去る5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局職員が出席しております。
24日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第4回農業委員会の総会です。
8月の行事予定ですが、7日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。30日が第5回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議 長 その他ないでしょうか。

1 0 番 総会資料42ページ、議案第6号の農地付空き家・空き店舗バンクの農
農 業 委 員 地法第3条の表の表記の仕方について、申請人がWMさん外2名で、所有者がWMさん外2名になっていて、また、備考には隣接住宅と同時購入時に限る。と言うような表記になると、WMさん外2名は、所有者ですか、

購入者ですか。

事務局

昨年10月に、農地付き空き家・空き店舗バンクによる下限面積（地番指定）についての説明をしましたが、今回初めて案件が出ました。

空き家・空き店舗バンクについての要綱があり、これについては企画政策課が担当部署になりますが、そこで登録された宅地（空き家）に付属する農地について、通常は農地を取得する場合下限面積30aが条件にありますが、空き家を購入する場合に付属する農地については、非農家の方であっても付属する農地を管理する意味からも、その農地を取得してもらおう。地番指定で下限面積を1㎡に下げてもいいか。というのが、今回の議案第6号になります。

来月の総会では空き家を購入される方が3条申請で下限面積を1㎡に下げた農地を購入されますので、そのことについて協議していただきます。Wさんにつきましては、現所有者になります。

また、来月の総会では3条申請でWさんから農地を購入される方の許可が出た場合、下限面積が1㎡のままだと、誰でも購入等が可能になりますので、来月の議案では、下限面積を30aに戻す地番指定解除をして頂く予定にしていますのでよろしくお願いします。

初めてのことで分かりにくい所もありますが、地番指定した農地については総会に2回上がってくると思っています。以上です。

議長

他にないでしょうか。

事務局

これで、平成30年度 第4回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時39分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 8 番

伊佐市農業委員 9 番